

日本教育政策学会年報投稿・執筆要領

(2022 年 6 月 4 日編集委員会決定)

1 投稿論文及び研究ノートの投稿資格

本学会会員（共著者も含む）であること。

2 論稿の種類

論稿は教育政策及び教育政策学に関する投稿論文及び研究ノートとする。研究ノートは、投稿論文と並立するもので、以下のようなものを指す。

- (1)研究動向等を展望し研究上の提言をおこなったもの
- (2)学術的価値のある資料・事例紹介に重点をおきつつ考察を加えたもの
- (3)その他の萌芽的研究を記すなど、提示された知見が挑戦的で新鮮さがあるもの

3 論稿の満たすべき条件

論稿は、研究倫理を遵守した、未発表のオリジナルのものに限る。査読の有無、学会誌・大学紀要等の種別を問わず、二重投稿は認めない。ただし口頭発表及びその配付資料、学位論文を改稿したもの、報告書等を論文化したものはこの限りではない。

4 投稿論文及び研究ノートの投稿手続き

- (1) 投稿論文及び研究ノートの投稿申し込み期限は 9 月 30 日必着とする。投稿申し込みの方法についてはその年度毎に web サイトおよび会報（News Letter）に掲載する。
- (2) 投稿論文及び研究ノートの原稿締め切りは 11 月 30 日とする。期限までにその年度の編集委員会事務局宛 PDF 形式の電子ファイルでメールに添付して送付する。メールによる送付が困難な場合には郵送する。サイズは A4 版とする。遅延した場合は理由の如何を問わず掲載しない。電子メールによる提出の際には編集委員会事務局が受領した旨を返信する。
- (3) 論稿の送付にあたっては、次のものを全て添付する。サイズは A4 版とする。投稿者は同封物のコピーを必ず保存する。
 - a)投稿者情報 1 枚
次の事項を記載する。①投稿者所属 ②投稿者氏名 ③投稿論文・研究ノートの別、
④論稿題目 ⑤連絡先住所 ⑥電話番号 ⑦e-mail アドレス
 - b)論稿原稿 1 部（郵送の場合は 4 部）
原稿には投稿者氏名その他投稿者が特定される情報は記さない。
 - c)和文アブストラクト 1 枚
論稿題目、アブストラクト（400 字以内）を記載する。投稿者氏名は記載しない。
- (4) 投稿する論稿が既発表または投稿中の論文等のタイトルや内容と深く関連し、3 の条件に抵触するおそれがあると判断される場合は、そのコピーを 1 部添付する。その際、著者名や所属がわかる記述は黒塗り等を行う。
- (5) 第 2 次査読の対象になった投稿者は、指定された期日までに修正原稿を PDF 形式の電子ファイルで送付する。

(6) 掲載決定した投稿者は、速やかに最終原稿(A4 判サイズ)及び和文・英文アブストラクトをテキスト形式の電子ファイルで提出する。

a)和文アブストラクト 1 枚

論稿題目、アブストラクト (400 字以内)、キーワード (5 語以内) を記載する。

b)英文アブストラクト 1 枚

投稿者氏名、論稿題目、アブストラクト (200 語以内)、キーワード (5 語以内) を記載する。

5 執筆の要領

(1) 論稿の形式

a)投稿論文は、横書き 35 字×32 行のフォーマットで 16 枚以内とする。

b)研究ノートは、横書き 35 字×32 行のフォーマットで 10 枚以内とする。

(2) 執筆上の注意

a)引用文献、注は、体裁を整えて文末に一括して並べる。脚注は用いない。

b)図表は本文中に適切なスペースを確保して挿入、または挿入箇所を明示して添付する。

(3) 注、引用文献等の記載に関する凡例

引用文献の記載方法は、注方式、引用文献一覧方式のいずれでもよい。ただし、注方式の場合には、引用文献一覧を論文に付すこと。外国語の文献は原則として原語を記載し、必要に応じて和訳を付けること。

a)注方式

文献等を引用あるいは参照した箇所に注番号を入れ、論稿の最後に対応する注番号をつけて文献等の書誌情報(著者名、『書名』、出版社、出版年、該当ページなど)を示す。なお、web サイトからの引用は、著者あるいは所有者名、タイトル、URL アドレス、確認日時を記す。

b)引用文献一覧方式

文献等を引用あるいは参照した箇所に、括弧でくくって著者名、発行年、参照ページなどを記し、引用、参照文献の書誌情報(著者名、発行年、『書名』、出版社など)は論稿の最後に著者名のアイウエオ順またはアルファベット順に一括して記す。

6 著作権等

掲載された論文等の著作権については本学会に帰属する。ただし、著作者自身が、自己の著作物を利用する場合には、本学会の許諾を必要としない。年報はその全部を CiNii 及び J-STAGE 等に公開する。

7 その他

(1) 著者校正は初稿のみとする。校正は最小限の字句の添削にとどめる。

(2) 抜刷を希望する場合は、校正時に直接出版社に申し出る。

(3) 執筆に関わる事項で不明の点はその年度の編集委員会事務局に問い合わせる。